

2008年4月18日

教育振興基本計画に関する中教審答申に対する書記長談話

日本教職員組合書記長 岡本 泰良

本日、中央教育審議会は総会を開催し、教育振興基本計画に関する答申を決定した。答申は、「財政的保障のない」「数値目標のない」ものとなった。

基本計画が政策の大綱や基本方針などと異なるのは、財政計画を伴う点である。いくら崇高な理念を掲げても、十分な財源が確保されない限り、基本計画とは言えない。

数多くの教育施策が羅列されているが、既存の断片的な施策を寄せ集めたものにすぎない。現在すすめられている教育施策の検証・分析を十分行い、施策のスクラップ・アンド・ビルドをする必要がある。

本来、基本計画は内閣や各省庁など行政機関が策定する行政計画の一種であって、教育計画とは異なる。教育計画は、各学校が策定する当該学校の教育指導計画や学校運営計画のことであり、この計画によって、国が教育内容をしばるものとなりかねない。

財源保障の伴わない計画は、条件整備を伴わないままに現場に目標達成を求めることになってしまい、「金は出さないが、口は出す」との姿勢がより強まる。

2月に出された「答申素案」と比較すると「経済的な理由により（教育を受ける）その希望を断念することなく」との表現が削除されたり、「意欲と能力のある学生等の修学の機会が奪われないよう」という記述も「能力があるにもかかわらず」とされている。公教育の「機会保障」を細らせる方向での教育改革では、教育格差のいっそうの拡大と、「学びからの逃走」を生むことが危惧される。

現在、義務教育費国庫負担金の削減や厳しい地方財政などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、教材費、就学援助・奨学金制度、学校・通学路の安全対策など教育条件の自治体間格差が広がってきている。さらに、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいる。

このように、教育の機会均等が失われ、自治体の財政力や家庭の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差が広がってきている。

教育の地方分権をすすめるという点からも、計画が強制的なものではなく、教育財源を保障した上での自治体への指針的なものにすべきである。

今後この答申を受け、政府は「教育振興基本計画」の閣議決定の作業に移る。

教育は未来への先行投資であることから、政府には、財政的措置を伴う教育振興基本計画の策定を強く求める。